

役員等報酬規程

(目的及び定義)

第1条 この規程は、社会福祉法人和良陽福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて苦情対応第三者委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人または施設の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、旅費規程に準じて支弁する。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬額の決定)

第10条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬を決定する。

2 全理事の各年度の報酬総額は、年間22万円以内とする。

3 全監事の各年度の報酬総額は、年間11万円以内とする。

4 役員等の報酬の額は、別表I、IIに定めるとおりとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年3月20日より適用する。

この規程は、平成29年6月16日より適用する。

この規程は、令和2年2月18日より適用する。

役員等報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬等	3,000 円	2,000 円
苦情対応第三者委員	3,000 円	2,000 円
評議員・選任解任委員	3,000 円	2,000 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	3,000 円	2,000 円
理事業務報酬等	3,000 円	2,000 円
監事監査指導報酬等	3,000 円	2,000 円
苦情対応第三者委員	3,000 円	2,000 円
評議員選任・解任委員	3,000 円	2,000 円